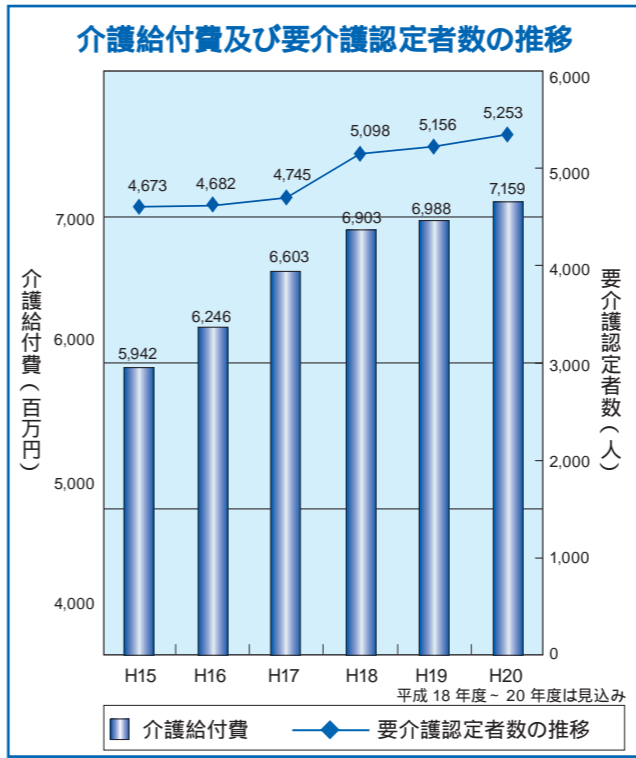


鹿屋市地域包括支援センターを開設

介護保険法の改正により、4月1日から介護認定で要支援1・2に認定された人を対象にした介護予防サービスがスタートしました。

そこで、市では、認定された人の介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成や評価などを行う鹿屋市地域包括支援センターを開設。できる限り高齢者の皆さんが住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らすことができるよう支援します。

表



平成12年4月に施行した介護保険制度は、老後の介護を支える制度として定着してきました。しかし、表のとおり、制度の定着とともに介護保険にかかる費用は大幅に増加し、現行制度のままでは、保険料の大幅な上昇が見込まれるなど、介護保険財政は大変厳しい状況に置かれています。

要介護認定区分（表）は、従来の要支援から要介護5までの6段階だったものが、今回の法改正で、これまでの要支援が要支援1に、要介護1が心身の状態に応じて要支援2と要介護1に分けられ、7段階に変更されました。

そのため、4月からの介護認定で新たに要支援1・2に認定された人は、生活機能の維持・向上など介護予防を重視したサービス（「新予防

給付」）を利用することになります。そこで、市では、介護サービスを利用するための介護予防サービス計画の作成等、高齢者の自立支援を行う「鹿屋市地域包括支援センター」を開設しました。

高齢者の総合的な支援を行います

地域包括支援センターでは、保健師（看護師）、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行います。

センターが行う主な事業

介護予防ケアマネジメント
要介護状態が軽く、介護保険制度の要支援1又は2に判

表

平成18年4月からの要介護認定区分

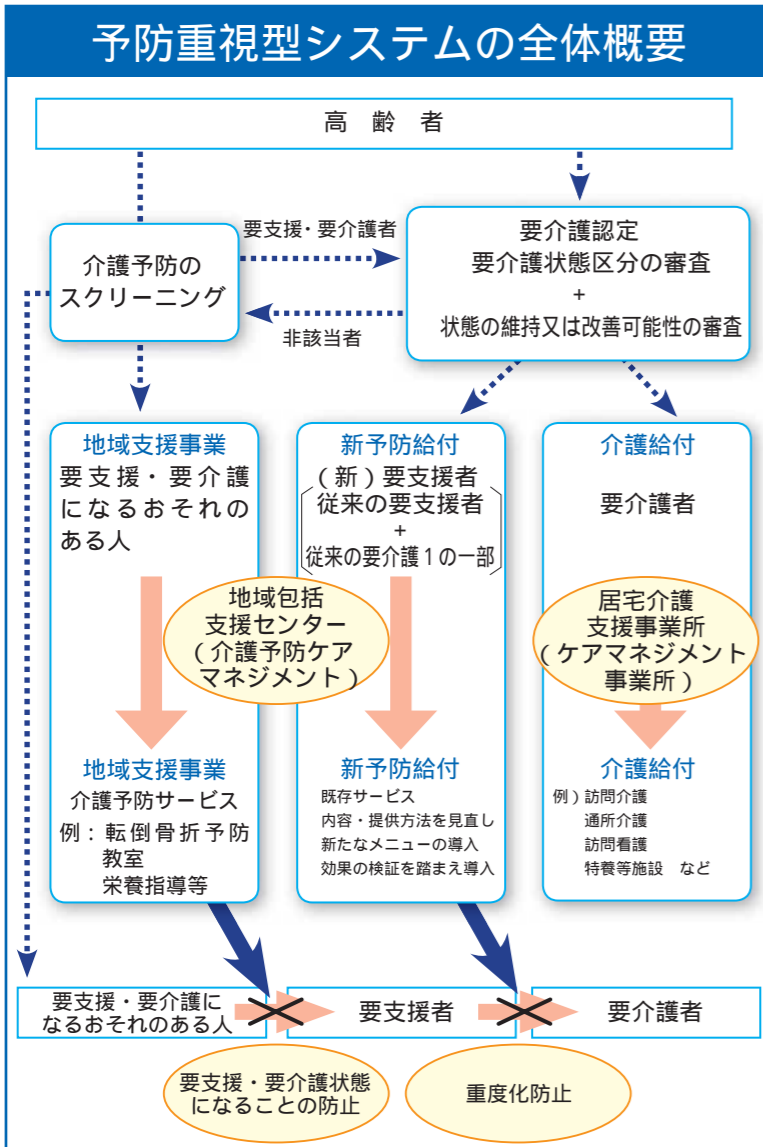
旧要介護認定区分	新要介護認定区分
従来の要支援	要支援1
従来の要介護1	要介護1 要支援2
従来の要介護2	要介護2
従来の要介護3	要介護3
従来の要介護4	要介護4
従来の要介護5	要介護5

要支援1・2に認定された人
介護予防を目的としたサービスを受けられます。

要介護1～5に認定された人
自立した暮らしを支える介護サービスを受けられます。



本庁内に開設された地域包括支援センター



定された人を対象に、介護予防プランの作成、そのプランに基づいたサービス利用に関する支援を行います。

地域支援の総合相談

介護保険だけではなく、介護保険以外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援を行います。

権利擁護、虐待の早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、成年後見制度の活用促進や高齢者虐待の早期発見・防止などに努めます。

ケアマネジメント支援

高齢者の心身の状況がいつ変化しても、包括的・継続的なケアマネジメントが行えるようケアマネジャーの支援を行います。

制度の詳細等、詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】

0994-43-2111
地域包括支援センター
内線3750・3751
市国保介護課介護保険係
内線3161・3189

